意見書

平成21年1月16日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0004

(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(ふりがな) ふゅーじょん こみゅにけーしょんず かぶしきがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく しまだ とおる

代表取締役社長 島田 亨

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成20年12月16日付け情郵審第46号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度はNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案につき、意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

下記のとおり接続約款の変更案に対する弊社意見を提出させて頂きますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

NTT東西殿が接続約款認可申請を行った平成21年度の実際費用方式に適用する改定接続料につきまして、以下理由により優先接続受付手続費(1区分当たり)の認可に反対します。

① 優先接続受付手続費(1区分当たり)の不明瞭な運営コスト

今年度の登録受付区分数が約2割以上も減少したにも関わらず、運営コストが昨年度と比較し増加しております。一般的には登録件数が減少すれば人件費等の変動費用が抑えられコストは低減するものと考えられますが、それに反してコストが増加している理由が本申請内容だけではわかりません。コスト内訳の詳細情報開示もない状況下では、本申請料金は到底受け入れ難いものと考えております。

② 優先接続受付手続費(1区分当り)の大幅値上げ

優先接続受付手続費については、平成 19 年度分を例に挙げると当初 37 円が適用されましたが、遡及精算により 0.15 円へ改定(変動率▲99.6%)またタイムラグ精算として 56 円(変動率+37233%)と、通常の想定範囲を大幅に超える変動となっております。

これは登録件数が大幅に変動している現在の状況下では、今後も同様の変動が発生する可能性が高く、中小規模の事業者にとっては事業運営を左右する大きな要因にもなることから、現在の算定方式での手続費改定に反対します。

事業者の積極的営業活動が阻害され、中継電話市場全体が縮小することのないよう将来原価方式等を含めた早急な算定方式の見直しを要望します。

従いまして、本申請料金の早急な見直しまたは遡及精算額軽減のための経過措置等の検討を要望します。

以上